

## 第 84 回 奈良国際文化観光都市建設審議会 《会議録》

事務局

審議会の開催に先立ちまして、昨年 12 月 1 日付、国土交通省人事異動によりまして、奈良国道事務所の異動がありましたのでご報告いたします。前奈良国道事務所長の山田哲也様が近畿地方整備局に転任され、村田重雄様が奈良国道事務所長に就任されました。本日、村田奈良国道事務所長様にご出席いただいておりますのでご紹介いたします。

それでは、第 84 回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。〇〇会長、よろしくをお願いいたします。

〇〇会長

それでは、ただいまから、第 84 回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。初めに、委員の皆様の出席状況について事務局からご報告願います。

事務局

ご報告いたします。現在の当審議会の総数 25 名のところ、本日出席いただいております委員は 18 名でございます。(案の説明開始時点で 19 名)

〇〇会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告によりまして、出席委員の数が過半数を上回っておりますので、当審議会の条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に、委員の皆様のご了承を得たい件が二つございます。

一つは、本日の審議会につきまして、傍聴の要望がございました。しかし、審議の内容には、個人の財産に関わる情報が含まれていることもあります。また、当審議会は、条例に基づいて運営しておりますけれども、傍聴に関する規定がまだ定められておりません。したがって、本日の傍聴につきましては、お断りをしたいと思っております。

また、審議会の情報公開についても要望がございました。情報公開につきましては、審議の透明性を確保する観点から必要でございますし、その時の流れということもでございます。しかし、今回の場合は、そういうことでございますので、議事の概要を会議録として作成いたしまして、奈良市のホームページに掲載すると同時に、情報公開課において本日の会議資料及び会議録を公開したいというふうに考えております。もちろん、公開する会議録につきましては、発言者のお名前は伏せるものと思いたいです。このことにつきまして、委員の皆様のご了解をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議なしということで、情報公開につきましては、発言者の名前を伏せた会議録と会議資料について公開をしていきたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと存じますが、本日議事が4件ございます。しかし10時から始めておりました、だいたい2時間少々しか時間がないのかなという感じがございます。もちろん、それぞれの議案につきまして、十分なお審議をいただかなくてはなりません。会議の円滑な運営になにとぞご協力賜りたいと思っております。

本日ご審議いただきます案件は、県の決定事項であります用途地域の変更(案)と市の決定事項であります地区計画の変更(案)並びに道路の変更(案)についてでございます。

道路の変更案につきましては、平城学園前線と三条線の二つの案件がございますが、平城学園前線の変更につきましては、多数の意見書の提出がございましたので、審議に十分なお時間を取りたいなあというふうに考えております。したがって、この案件をいちばん後に回ささせていただきました。

まず、用途地域の変更案、地区計画の変更案、そして三条線の変更案、そして平城学園前線変更案についての順序で審議をお願いしたいというふうに思います。

すでに配布しております資料の順番と少し最後のところが入れ替わりますが、なにとぞご了承くださいたいと思っております。

それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思っておりますが、県決定の事項であります用途地域の変更(案)と、市の決定事項であります地区計画の変更(案)については、両者お互いに関連しておりますので、用途地域の変更(案)と地区計画の変更(案)につきまして、一括して事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

## 事務局

それでは、事務局より案について説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページ目でございます。用途地域の変更(案)でございますけれども、この用途地域の変更につきましては、県が決める都市計画になっていまして、今回の変更案につきましては、県のほうから示されております見直しに係る基本方針に基づいて行うものでございまして、資料の1-3ページに書いております。その随時要件の中の②のところの要件、アンダーラインを引いてありますが、その要件に該当するということから、今回変更してまいりたいとこのように考えております。

内容的には、面的開発事業等の進捗に併せて、土地利用の誘導を図る、かつ地区計画等によりまして、その後の土地利用の担保を図る。このような場合においては、周辺の地域との整合を図りながら変更ができるということになっております。

この変更案につきましては、平成19年の1月5日から1月19日まで縦覧を行いました。この案についての意見書の提出が無かったことをここでご報告させていただきます。

それでは、1-2ページへお願いいたします。まず、位置でございますけれども、前のほうにもスクリーンで映しております。大和中央道のところから西へ約1キロ行った所、ならやま大通りの北側でございます。赤く塗りつぶしている部分が今回の対象地域でございます。

それでは、そのページの右側でございますが、赤で囲んでいる部分、これが今回の対象区域となっております。用途地域としては、第1種低層住居専用地域になっていまして、区域を見渡しますと、西側には登美ヶ丘の住宅地が張り付いております。

また、区域の南側、青く囲んでいる部分、ここにつきましては、平成17年2月に今回と同じ内容の変更を行わせていただきました。その地域で、今現在、住宅地が形成されています。

なお、この変更区域の西側部分については、一部、奈良市の公園・緑地、区域の中の西側に公園・緑地がございます。それを除く東側におきまして住宅開発がなされています。

その内容が1－3ページでございます。右側に示しておりますが、着色しております。グリーンで塗っているのが先ほど申しました奈良市の管理しています公園でございます。その右側に、道路と宅地の計画を載せてあります。これが約0.7ヘクタールの開発でございます。道路、公園を適切に配した中で、開発が行われているところでございます。

それでは、1－1ページへ戻っていただきたいと思えます。

今回の変更する理由でございますけれども、2の(1)変更の理由、というところに書いております。南側の隣接の低層住宅地と一体の住宅地の形成を図るために、宅地開発事業の進捗にあわせて、用途地域の変更、つまり色替えではなくて、建ぺい率と容積率の変更を行うものでございます。

これと併せまして、後ほど説明いたしますけれども、地区計画を定めてまいりたいとこのように考えております。

変更の内容でございます。表にまとめさせていただいております。用途地域の種別につきましては、第1種低層住居専用地域のままでございます。

容積率の最高限度を現在の50%から60%に、建ぺい率の最高限度を30%から40%に変更いたします。また、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度はそれぞれ現状のまま変更しないものと考えております。

変更に対する区域の面積でございますが、約1.1ヘクタールでございます。

右側に示しておりますのが、今回の変更案と現行の内容をまとめさせていただいている表でございます。以上でございます。

引き続きまして、資料の4枚目になるかと思えます。地区計画の案ということでございます。この地区計画の案につきましては、奈良市が定める都市計画となっております。

まず、地区計画の性格上、平成18年10月4日から10月18日までの期間におきまして、地区内の所有者の権利者に対して縦覧を行いました。また、その後引き続きまして、平成19年1月5日から1月19日の間、市民等を対象として縦覧を行いましたが、それぞれ意見書の提出がございませんでした。ここで報告をさせていただきます。

それでは、2－3ページをご覧ください。ちなみに、この場所は、先ほど用途地域の変更で説明させていただいた位置と同一の場所でございます。

右側の図面でございます。実線の黒で囲んでおります地域、これが平成17年の2月に用途変更と併せて地区計画の決定をさせていただいたところでございます。ならやま大通りに面する所にB地区、それとその北側にA地区ということで、地区を二つに分けて、地区計画を定めております。

A地区につきましては、戸建て住宅として誘導するという規制の内容になっております。また、B地区につきましては、沿道の市街地形成にふさわしい土地利用を誘導するということの基本的な考え方のもとで決定をいたしております。

今回変更をさせていただきますのは、先ほど開発計画で示させていただきました部分、今、前のスクリーンで矢印で追っていますが、あの部分を地区計画として決めてまいりたいとこのように考えております。

それでは、2－1ページにもどっていただきたいと思えます。変更の理由でございますが、先ほど説明させていただきました既存の住宅地と今回開発する区域、これを一体的に良好な住宅地として形成す

るため、用途地域の建ぺい率ならびに容積率の変更に合わせまして、「押熊町西地区地区計画」の区域の拡大を行うものでございます。

変更の内容でございます。面積は現在の約 1.6 ヘクタールから約 2.3 ヘクタールに拡大を行うものでございます。

A地区の拡大をいたしますところの、制限の内容でございます。中段くらいから書いております。

A地区では低層の戸建て住宅としての良好な環境の保全を図るため、長屋住宅または重ね建て住宅、共同住宅、寄宿舎または下宿、幼稚園を除く学校、公民館及び集会所を除く図書館その他これらに類するもの、神社、寺院、教会その他これらに類するもの、公衆浴場を制限することといたしております。

また、B地区では、周辺の良好な居住環境の保全に配慮し、道路沿道地区の形成を図るため、そこに書いております、ボーリング場、スケート場、あるいはホテル、旅館、自動車教習所を制限しています。

また、建築物の敷地面積ということで、一定の巡查派出所、公衆電話所等を除く土地につきましては、200 平方メートル以上にするという制限になっております。

右側の 2-2 ページの資料に今回の変更案と現行の内容を明記させていただいております。左が変更案となっております、今回の変更で生じてくるのは面積でございます。1.6 ヘクタールから約 2.3 ヘクタールに変更、また併せまして、整備計画の中の A 地区の面積、1.5 ヘクタールから 2.2 ヘクタールというふうに、変更させてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

#### 〇〇会長

はい、ありがとうございます。ただいま、ご説明いただきましたのは、場所的には同じところでございますが、一つは用途地域の変更ということで、県の決定でございます。もう一つは、同じ場所でございますが、ただいまご説明があったように、隣接する押熊町西地区の地区計画の面積を拡大する、こうすることで、これは市決定ということになっておりますので、それぞれ別々にご決定をいただかなくてはなりませんけれども、中身は同じであります。

ご質問なり、ご意見ございましたら、どうぞおっしゃっていただきたいと思っております。なお、地区計画の変更については、2-2 にありますように、現行と変更案の違いは面積だけということでございます。

また、県決定の用途地域の変更につきましても、1-2 の右側に図がございますように、周囲のすでに開発された住宅地域の容積率、それから建ぺい率に合わせるというかたちになったというふうに解釈しております。

ご意見ございませんか。はい、〇〇委員どうぞ。

#### 〇〇委員

いくつか質問があるのですが、審議協力で今回は意見を申し上げて、回答をあえていただきません。前にも申し上げたのですが、都市計画の変更の中で、この規制する中で、神社、寺院、教会、その他これに類するもの、というのを A 地区で規制されております。

このことについては、前々回申し上げてですね、これはたとえば〇〇教布教所というような個人のレベルでやっているものについては、私も規制すべきではないと思っています。これは、私は憲法というものをお大事にする立場でありまして、憲法を変えようとか変えないとかいう話があって、もちろん変えるには変える規定があるのだからこれは構わないと思うのですが、少なくともその中で、良心の自由とか信教の自由とかいうものを私は大事にしたい。

その意味で、こういったものを規制するのに合理的な方法があるのか、理由があるのかということで、質問させていただきました。

その中で、実は本会議でも、市長にこのことを質問させていただいた。市長の答弁は、憲法で保障された信教の自由ということを考えると、この部分については多少議論の余地はあり、このような本会議での市長の答弁が残されております。

その中で今回変更の中で、地区のエリアを広げるだけの問題なのであえて今回は議論の対象にしません。これは時間の問題もあります。私はこれはおかしいのではないかなと思っているので、次回かその次までに研究をしていただいて、そしてこの合理的、こういったものを規制する理由について、憲法上疑義がないというそういったきちとした資料を提出していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

〇〇会長

わかりました。これは、今ご指摘のように、以前にも議論になったところでございますので、ひとつこれは何らかのかたちではっきりさせておかななくてはならない問題の一つであろうかと思っております。ご意見うかがいまして、研究していただくことにいたします。よろしゅうございますか。ほかにございませんか。はい、〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

今、〇〇委員がおっしゃったのは大事な話だと思いますけど、この用途地域の決定ということに対しては、いろいろそういう宗教上のこと、また学校のこと、映画館のこと、いろんなことが含まれて決定していくわけでございますので、決して地区計画に対しては規制というものはあっても、その法律の自由化というのは、そういう用途地域の全部を撤廃したような自由化は認められないなどこのように私は思っております。それだけです。

〇〇会長

今おっしゃったようなことで、そういった教会、神社とかそういうことについておっしゃっているわけですから、地区計画自体の議論には少し馴染みにくいところがあるんですけど、もっと上部の憲法上の解釈ということでおっしゃってますので、またその点については、何らかのかたちで。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

簡単な質問ですが、つまり今回の変更の意味なのですが、もともと、1-2になるのかな、書いてあるような用途地域の計画というものがあるわけですね。それでその中で、この中で書いてある数字で言うと、50、30という〇の所と、それから右側の詳細図の中に示されているような60、40というエリアがあるわけですね。これが従来計画されていた、それを変更するというわけですね。

では、もともとの計画というのは何だったのだろうか、つまり、絵が変わってしまいましたが、航空写真みたいなものが出てましたが、住宅地開発されたところと、森として残っている所があって、森みたいところは、今の数字で言うと、50、30という少ないほうの数字で抑えられたような計画になっていると、そういう計画があったところへ、実態として、こっちから住宅地が拡大していく、そこまですると、それに隣接しているからという理由で、今まで、50、30で抑えてきたところを、隣接し

ているからという理由で、一体的とするために、これが合理的であるかどうかということをお尋ねになっているわけなんです。そんなんえんかと、じゃあもともと決めてあったことは何だったんだと、隣接したところまで計画がずるずるときたらですね、その隣は今まで抑えていたにもかかわらず、一緒にしておこうかと、こういう話になって、それを今、あっそう、と言っていいのかなという気がするのですが、この私の理解はいかがなものでしょう。

〇〇会長

言い方がちょっとまずかったかと思いますが、50と30であった所が、開発によって逐次60、40に変えてきたと、今回もその一環として事実上隣接の所になると、こういうことなんです。ちょっとそれでは事務局のほうにお尋ねをしたいと思いますが、今、〇〇委員がおっしゃったように、もともと計画では、50、30であったものが、ずるずる60、40になっていいのかなというようにことだろうと思うのです。一つは、ちょっとそのことについて、お話しいただきたいのと、それから今後の変更する地域、赤で囲んである所の左のほうに緑地というのがありますが、これについてもこの60、40になるとしたら、その所は残ったままになるのか、そのへんのこと、これは私の質問ですけど、含めてちょっとお答えいただけませんか。

事務局

二点ご質問いただきました。一点目の、30%、50%にしている地域を、隣接との兼ね合いで変更すると、当時の数字は何だったのだということでございます。

奈良市の用途地域第1種低層住居専用地域については、1-1の表を見ていただきましたらわかりますように、上の欄から二段目でございます。40%の建ぺい、60%の容積ということで、二段目と三段目でございます。数字を見ていただいたらそこに書いておりますように、用途地域を定めている区域の41%程度の面積がその規制の内容となっております。

主として奈良市が考えておりますのは、40の60を基本と考えております。ただ、この地域を含めて大和中央道あたりにつきましても、もともと山林、農地等が大規模というかたちの空地として残ってました。そういうことから、40-60にいたしますと、小規模の開発が点々と発生するというのを危惧しておりました。

そういうことから開発の計画が出た段階で、良好な住宅地を形成すべく規制を変えていったという考え方でございます。現在、隣接して一定の開発規模が出てきます。そういった時に、隣接する住宅地の道路の接続とか、住環境とか見極めたなかで用途を変えていきたい、規制の数字を変えていきたいというのが基本にもっております。そういうことから、今回もそういう住宅地の形成をめざして変更してまいりたいとこのように考えております。

二点目の、公園緑地の件でございます。ここについては奈良市が管理いたしております。将来的にも公園緑地として維持管理するわけでございますので、あえて40の緑地にする必要はないと考えます。ただ、都市計画の観点からいたしますと、ドーナツ現象を起こしたかたちの内容は整合性がとれないというふうなことを考えております。したがって、隣接とあわせて一体として変更してまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

〇〇会長

〇〇委員、いかがですか。そうすると私がうかがった第二のあれは、緑地としては一応、60-40に

するけれども、そこだけポッポッと浮き上がらないようにするけれども、これは市の管理下において、この緑地としての機能をそのまま担保していくと、こういうお話でよろしいんですね。

事務局

結構です。

〇〇会長

はい。よろしゅうございますか。

それでは先ほど申しましたように、二つに分けまして、まず大和都市計画の用途地域変更につきまして、県決定でございますが、賛成の方、挙手いただきたいと存じます。お願いいたします。はい、ありがとうございます。全員です。

続きまして、同じ地域の地区の地区計画の変更につきまして、これは市決定でございますが、この点につきまして、賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。全員でございます。

以上、この大和都市計画、これは奈良国際文化観光都市建設計画でございますが、用途地域の変更と地区計画の変更、ともに可決ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、三つ目の今度は道路の変更（案）、これも大和都市計画となりますが、まず、配付資料の3の2のほう、三条線、都市計画道路三条線の審議をさせていただきたいと思っておりますので、この点につきましてまず、事務局からご説明をいただきたいと思っております。お願いします。

事務局

それでは説明させていただきます。資料の3の2でございます。いちばん最後のほうに付け足していただいております。都市計画道路「三条線」の変更（案）でございます。これも奈良市の決定する都市計画になっています。この変更案につきましても、平成19年1月5日から1月19日まで縦覧を行いました。この件につきましても、縦覧期間中の意見書の提出が無かったことをここでご報告をいたします。

それでは、3-2-1ページをご覧くださいと思います。変更する位置図でございます。都市計画道路三条線は、現在の三条通りと呼んでいる道路でございます。現在の幅員は約9メートルございますが、計画では16メートルの二車線の道路として拡幅する計画となっております。

起点がちょうど赤く実線で引いております。右側が起点になっておりまして、春日大社の前の交差点でございます。終点がJR奈良駅前の奈良橿原線との交差点のところを終点になっておりまして、延長といたしまして、1260メートルの都市計画道路を現在、計画決定しております。

現在の三条通りは、ご承知のとおり、JR奈良駅あるいは近鉄奈良駅、また春日大社等への歩行者の主軸になっておりまして、奈良市でも代表するショッピングのストリートと、賑わいをもったストリートとなっております。

通行形態につきましては、JR奈良駅から東向の一車線道路ということで、猿沢池までの区間、ちょうど区間の真ん中ぐらいになりますけれども、そこまでが東向の一方通行という形態をとっております。

それから東側につきまして、春日大社の交差点までは二車線の交互交通という形態で現在、通行形態がなされています。

この三条通り周辺につきましては、奈良市の都市計画のマスタープランにおきまして、緑豊かなシンボルロードとして整備し、用途性のある商業空間の形成を図るということとなっております。このマスタ

ープランの方向性を踏まえまして、魅力的な歩行者空間と沿道サービス機能を確保する、それらを共存させることをめざしまして、今回一部区間の車線数の変更をさせていただきたいというふうに考えております。

3-2-2にお願いいたします。ページ3-2-2でございます。そこに計画図ということで載せております。左側がJR奈良駅、右側が春日大社の交差点でございます。道路幅員につきましては、現在の都市計画決定させていただいております16メートルのままでございます。したがって、幅員の変更はありませんが、先ほど申しましたように、JR奈良駅から猿沢池の区間、この区間約870メートルでございます。この区間の車線数、いわゆる二車線の交互交通から東向きの一方通行というかたちで車線数の変更をさせていただきたいと思っております。

断面といたしましては、左のほうに図で示してますように、車道部が4メートル両側に6メートルの自転車歩行者道として断面を計画しております。

それと、猿沢池から東側でございます。約390メートルの区間、これにつきましては、現在の計画どおり2車線の交互交通の道路として整備をしまいたい、計画をしまいたいとこのように考えております。ここの断面は、車道部が9メートルでございます。両サイドに3.5メートルの自転車歩行者道の計画をいたしております。計画内容は以上でございます。

3-2-3ページでございます。この表につきましては、JR奈良駅前から猿沢池までの区間870メートルの区間における変更内容とその理由でございます。

表の中の上段からでございます。その内容は車線数を二車線から一車線へ変更します。そのことから道路種別が変わってまいります。今現在は幹線道路でございますが、今回は二車線から一車線にするということで、区画道路という種別になります。この変更にとまらなしまして、道路番号というのが変わります。具体的には、3・4・106号から7・4・100号への変更でございます。これにつきましては、3というのは幹線道路の番号でございます。7というのが区画街路の番号になっています。ちなみに、4というのは幅員によって変わってまいりまして、今回の16メートルの道路につきましては、4というかたちになります。106、100というのは、これはそれぞれ種別ごとの連番でございます。それと起点の変更ということで、樽井町から三条町への変更、それと主な経過地が変わります。その変更と延長、並びに交差構造の変更と、この内容を計画として変更を行うものでございます。

3-2-4ページでございます。これにつきましては、猿沢池から春日大社の前の交差点までの区間を変更する内容でございます。起終点を高畑町から樽井町に変更します。そのことと併せまして、主な経過地、延長、その構造の変更を行うものでございます。それを記述させていただいております。

最後に、3-2-5でございます。5ページでございます。このページの表につきましては、今説明させていただきました現在の計画内容と変更案の内容をまとめさせていただいたものでございます。

3-2-6ページをご覧くださいと思います。この図は、右側のほうが近鉄奈良駅の西側に南北で通過する道路、やすらぎの道と言っていますが、そこと、三条線の交差する交差点、そこから現在、道路を整備するために事業認可を得ております。西のほうに約165メートルの区間を事業展開することで事業認可を得て奈良市として取り組んでいるところでございます。その区間の整備イメージでございます。ちょうど黄色く塗っている部分、真ん中が一車線の道路として整備する、その両側に自転車歩行者道の整備を南北に設置するということになっております。

下の図面が断面図のイメージでございまして、ちょうど中央部に4メートルの車道一車線でございます。それを整備しまして両側に6メートルの自転車道と歩行者道を計画いたしております。整備計画としては、中木の植栽をさせていただきまして対応していきたいと考えております。



また停車帯の関係でございますけれども、道路の北側に適切な位置に停車帯を設けてまいりたいというふうに考えているところでございます。これらの整備内容につきましては、自治会と商店街等の関係者からなる三条通りまちづくり協議会というのがございます。そこで議論をいただきまして、こういう整備でいこうということで意思決定を基本的にさせていただいているところでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

〇〇会長

ありがとうございます。皆様ご存じの奈良市の顔といった三条通りの整備については、もう従前から非常に議論があり、いろいろなかたちで進めてきたところでありますけれども、今回、ご提案のあったようなことの内容ということではありますが、ちょっと一つ付け加えてご説明していただきたいなと思うのは、つまり内容はわかりましたけれど、これによってどういうことがどうなるんだと、目的と言いますか、そのへんのところをまずご説明いただきたいなと、そうでないとちょっと皆さんのご質問、ご意見がうかがいにくいと思いますので、お願いたします。

事務局

今回、JR奈良駅から猿沢池の区間を変更させてもらうということでございますが、現在、ご承知のとおり、JR奈良駅あるいは近鉄奈良駅あるいは東側の歴史遺産であります春日大社等々の観光拠点を結ぶ奈良市の中でも都心部の主要な歩行者の動線という道路になっています。

その道路につきまして、奈良市としては周辺につきましてシンボル性のある道として、あるいは賑わいのある活性化をもたらせる道路として整備をしていきたいということでちょうど今現在の一方通行になっている区間と同じ形態の道路として整備を進めてまいりたい、そのように考えております。そのことによりまして、賑わいがもてる市街地の形成ができますし、ひいてはゆったりとした空間の中での歩行者の空間が確保できて、望ましい市街地形成ができるというふうに考えております。

また、奈良市の中心市街地活性化に向けての軸となるような整備になると考えておりますので、よろしくお願いたします。

〇〇委員

そういうことではなくて、どのようになるのかを教えてほしい。今、一方通行でありながら全線二車線の計画になっているのですから、それがどう変わるかであって、ここに書いていることは言ってもらわなくても結構です。

〇〇会長

今の委員のご質問もありましたので、ちょっと我々聞いていても、賑わいのある市街地とかゆったりとした空間云々というような話がありますけれども、ちょっとそれだけでは十分イメージがわかりませんので。

事務局

私ども今、JR奈良駅周辺の整備、連続立体等の整備もしております。平成22年の春頃には完成できるというかたちで進めているところでございます。それに併せまして、この三条通りの整備につきましても、先ほど説明させていただいたように、やはり賑わいのある道路にしたいと、そのためには現状

の道路では、歩道幅員も狭いし、くねくねと曲がった道路になっておりますから、歩道幅員も十分にとり、一方通行で車両は普通時は4メートル程度の幅員で、そしてイベント等の催し物等のある時には、広げて7メートル等の道路をもって、そして歩行者中心の道路整備をやっていきたいと、それで今現在、この道路につきましても、東側から165メートルの整備をしておりますけれども、できるだけJR奈良駅に向けての区間についても、できるだけ早く事業認可を得て、整備を進めていきたいというふうに今、考えているところでございます。

今のこの三条通りにつきましては、夜間等についても、非常に利用があつて、また夜間の照明等にもいろいろ問題もございますので、夜間も夜間照明を十分とって、そういう賑わいの通りになればというかたちを考えている次第でございます。以上でございます。

〇〇会長

それでは、委員の皆さんも三条通りのことにつきましては、ご関心をおもちの方が多いと思っておりますので、どうぞご意見をぜひこの際、うかがわせていただきたいと思っております。どなたからでも結構でございます。はいどうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

三条通りはとても大事な道路で、JRの駅前と旧駅舎も保存ができましたし、魅力アップは非常に望ましいと思っておりますが、この道路をこうした場合に、緊急時とか災害時の車輛の乗り入れとか、アクセスはどのように対応するのかちょっと聞きたいと思っております。

〇〇会長

ただいまの〇〇委員の質問にお答えいただけますか。

事務局

まず、先ほどもお話しさせていただきましたように、道路の北側の部分で今考えておりますが、停車帯を適切な間隔で配置をしてみたいと思っております。その中で緊急時の対応をできるようなスペースとして活用していきたい。また三条通りとやすらぎの道の交差点部分につきましては、道路の幅員としては変わらないのですが、右折レーンというようなかたちの対応をしてみたいということで、できるだけ災害時に対応できるような構造には整備の中で考えていきたいとこのように思っております。以上でございます。

〇〇会長

はいどうぞ。〇〇委員。

〇〇委員

一車線にしますと、停滞した場合に車輛が通行できなくなりますが、ストリートファニチャーと言いますか、いろいろなものが道路の上に並びますけど、歩道部分にも、緊急時は乗り上げるように仕掛けておいたほうがいいんじゃないかというふうに思うのですが、固定的なものであつて、どうなっているのでしょうか。

〇〇会長

そのへんのご意見について。

事務局

今のご意見に対しまして、緊急車輛の車幅というものが約2.5メートル程度の車幅になっているかと思えます。それにとまなましまして、また当然はしご車とかのその作業、そのはしご車の機能等の車を利用する際に、必要幅は車幅の二倍程度の5メートル程度はどうしても必要なあとというふうに考えております。私どもはその幅員を確保するために、現在車道は4メートルでございますが、可動式に動く内容の設置をしておりますので、5メートル程度また、6メートル程度の内容は取れるかと思っておりますので、現在の幅員でそのへんの対応はできるように思っているところでございます。以上でございます。

〇〇会長

よろしゅうございますか。はいどうぞ、

〇〇委員

今のお話の中で、現在4メートルの道路、道路を狭めて歩道を広げるというふうに今までイメージで思っていたのですが、4メートルから5メートルに道路を広げる計画なんですか、これは。まずそれが一点。

二点目はですね、今の三条通りは、曲げて伸ばしてまた曲げてと、そのたびたびに変えて、今ご承知のとおり、蛇が卵をいくつも飲んだような状態になっていますね。これは、歩行者から見たら非常に危ない、中途半端なバリアフリーを先取りしたような恰好の歩道と車道との段差がないんですけども、途中で中途半端な車止めみたいなものがあって、これによくけつまづいて、けがをしたという声もあるわけですよ。このへんの改善はどうなるのかと、それが二点目。

三点目は植栽の話です。中途半端な植栽をやりますと、これ一つはならやま通りのあの奈良大学の手前ぐらいに、非常に緑が多い所に木を植えたため、歩道が木に占拠されて、歩道がなくなってしまっていると、これはちょっとオーバーな例ですが、市内循環でいきますと、奈良の市立病院の前あたり、あるいは、やすらぎの道でいきますと、奈良テレビから高天交差点の間、奈良女子大のちょうど西側部分、中途半端な植栽によって、バスが当たるような高さになっているわけです。この道路はバスは通らないかなと思うのですが、最近のワンボックスとかですね、大きな配達の車輛がありますとですね、当たるということになりますので、その中低木という言い方を先ほどされましたので、これは答弁はいただきませんが、十分植栽する樹種と言いますかね、木の種類に配慮していただきたいと、以上三点です。

〇〇会長

ありがとうございます。今の三点、おわかりいただいたと思いますが、簡便にひとつお応えください。

事務局

一点目の内容でございますけれども、先ほどの説明の中で、車道幅員はあくまで平常の車道幅員は4メートルというかたちでとっております。その際にやはり、三条通りは、イベント等、おん祭とか、バサラ祭りとか、そういうものもございますから、幅員を広げて1.5メートルを広げてのポラードで移

設できるようなかたちで設定をしております、歩道幅員としては、あくまでも普段は6メートルを両方にとるというかたちで予定しているわけでございます。

それから二点目の、車止めの件でございますけれども、確かに現状は、段差があつて、車止めがあつて、非常に危険な状態になっております。今回の変更では、その段差をなくして歩道と車道の部分は段差をなくし、それはボラードで対応するというかたちで設定を考えております。

もう一点、植栽につきましては、〇〇委員もおっしゃいましたように、中木程度の内容で私どもも今、考えている説明があつたということでございます。樹種等についても、今検討はしておりますけれども、株立ちの形状の常緑樹、そして中木程度、そんな大きくならないような樹種を考えているところでございます。以上でございます。

〇〇会長

ありがとうございます。よろしゅうございますか。

〇〇委員

大きくなれないのが車に当たるから、配慮してくださいと言ったのですが、ちょっと意味が違います。3メートル70とか、車高制限とかそれをクリアできるようにできるんですかということを知っているんです。

〇〇会長

そのへんについてはちょっと。もう一度ご説明いただけますか。

事務局

今、ご質問ありましたご意見いただきました通行に支障にならないような樹木をとということでございます。そのへんも踏まえて、今後樹種の選定をしてまいりたいとこのように考えております。よろしくお願ひいたします。

〇〇会長

ご指摘のあれは十分ご検討いただきたいと思ひます。〇〇委員。

〇〇委員

予算の内訳をちょっと教えてください。

〇〇会長

事務局、お願ひします。

〇〇委員

国、県、市、あるいは市単独なのか、ちょっとその内訳を説明してください。

事務局

三条通りにつきましては、街路事業で整備をしていきたいと考えております。ただ、先ほど言ひまし

たJR奈良駅周辺整備も含めて一体で整備をしますから、国のまちづくり交付金という交付金がございます。それを利用させてもらって、整備を進めていきたいと思っております。このまちづくり交付金の補助、国からの補助の率でございますけれども、内容的に約4割の補助金がつくという事業でございます。残りの6割について、約75%の起債を対応するという内容で、なっております。以上でございます。

〇〇会長

おそらく〇〇委員のご質問は、配分の問題、分担の問題もありますが、全体としての予算の規模というのはどれくらいのものかということも同時に聞きになりたいのではないかと私は付度しているわけですが、違いますか。

〇〇委員

規模はいくらですか。

事務局

今、事業が始まっております165メートルの区間につきましては、これは街路事業で実際やっております、その工区につきましては、約17億9000万でございます。それから、残りの約500メートルを事業認可今度してもらおうということでございますけど、500から160引いたら、330メートルほどの区間につきましては、事業費45億、約45億6000万ほどの費用になるかと考えております。

〇〇委員

市は単独でもつのか。

事務局

この内訳を先ほど言いましたまちづくり交付金を利用させていただきまして整備をしていきたいと、それで内訳は先ほど言いました4割の交付金がつきます。国からの交付金がつきます。

〇〇委員

県は。

事務局

この事業は、市の市道でございますので、市の事業でございますので、県費はつきません。

〇〇委員

これはJRの連続立体交差の至近にアクセスするための道路整備ということですね。どこの町へ行ってもこんな変則な、まことにつまらない道は見たことない。だから整備することは私はちょっとも構わないので、当然だと思えます。むしろ遅きに失したくらい、これはね。ああいうと、観光客がよそから来ても私笑われるんですよ。そういう意味において、私はこれは一日も早く整備してほしかったと思うのですね。

ただ、予算の問題について、奈良市の財政はあんたらも十分ご存じだと思いますけれども、私は奈良

市の事業だと言っても、県からも当然一定の私はサポートを受けて当たり前だと思います。これについて、アドバイスだけしておきますから。以上です。

〇〇会長

ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。それでは、次の案件もありますので、ひとつ〇〇委員で、できれば締めくくりさせていただきたい。

〇〇委員

特に今から計画される場所については、一応、震災とかそういうことを前提とした気持ちもちょっと入れたいほしいなというようなことがあります。たとえば電線の地中化方式、ガス、水道、いろんな、そういうことで、地下にメンテナンスをつくってしまうということ、そしてやはり奈良には水が無いので、震災の時にまたせせらぎがあれば、たいへんありがたいのではないかなと、そして樹木よりも狭い川が一筋流れていることによって、水道が止まった時には、何かの役に立つとか、そういうことも大切かと思しますので、そういうことも考えていただけたらありがたいなと思います。

〇〇会長

ありがとうございます。ぜひそのご意見もその中に含めてお考えいただきたいと思うのですが。

事務局

含めてまた検討をさせていただきたいと思います。

〇〇会長

〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

すみません、これお願いなんですけれども、やはりこういう審議をする時に、現状何が問題で、これができることでどういうことが解決されていくのかということが資料として示されている必要があると思うんです。今ここで、皆さん質問して聞いて、理解してというのは、なかなか時間的にも難しいですし、大切なことだと思いますので。

それともう一つは、やっぱり道路を計画するとか、河川とかいろんなことで、公共事業をするに当たっては、費用対効果というのを非常に大切にしていかなければならない、それも資料にするのは難しいところもあるかもしれませんが、できるだけそれも一緒に併せて出していただければありがたいと思います。

〇〇会長

全くおっしゃるとおりであります。

〇〇委員

今おっしゃったことの具体的な部分ですが、この道路の樽井町から高畑町までの間の整備というのは、これは何がどうなっているのかよくわからないのですが、幅が広がるというのはですか。こんなところに

両側に3.5メートルの歩道が要るのか、それでここは公園の横だと思うのですが、ここだけなぜ往復二車線にして、下は一車線でいいという判断であれば、ここだけなぜ二車線だと、こういうことなのですが、どんなものでしょうか。

〇〇会長

今の〇〇委員のご質問と言いますか、ご懸念と言いますか。

事務局

猿沢池から東側の二車線ということでございますけれども、現在も東西の方向の二車線の交互交通の形態を取っているのが現状でございます。また、この都市計画道路と結節する道路が猿沢池の北側の道路、現状ありますけれども、そこに都市計画道路の猿沢線というのがございます。猿沢池のほりを通って、南のほうへ向く道路でございます。そのへんとの道路の通行形態の確保という必要性がございます。その観点から今も提案させていただいている区間につきましては二車線の道路というかたちで道路ネットを組んでいきたいとこのように思っております。

それと、自歩道3.5メートルということでございますけれども、ここは先ほども申しましたように、観光客、興福寺、春日大社等々への主軸になっています。そういったことから、自転車歩行者道ということで、3.5メートルの、通行量からいたしまして必要だと考えております。以上でございます。

〇〇委員

道路じきそのものが広がるんですか。

〇〇会長

広がるのですか。

事務局

今の現道からいきますと、広がります。

〇〇委員

公園に木がうっそうと生えていて、それで南側の所も斜面に木が生えていて、あるものと言えば、観光施設みたいなもので、どことも一緒の3.5メートルの歩道を新たにつくりなおすというと、僕なら、明らかに反対運動しますね。本当に必要なかどうかということ非常に疑問を感じます。ですから、ここをこのかたちにするというと、とりあえず今日それに対して手を挙げと言われたら、手を挙げる気にはならないですね。

〇〇会長

今日の提案は、このところも含んでいるわけですか。

事務局

本日の内容としては、変更の対象にはなりません。道路番号が変わるとか、起終点が変わる、道路の規格が変わるということでございますけれども、実態的に現在、都市計画決定を既にさせていただいてお

ります。その内容と全く内容的には変更はございません。

〇〇会長

既に、決定している。この道路については。

事務局

そうでございます。今の図面にお示ししているとおりの内容です。

〇〇委員

それが問題ではないので、今さら言っても遅いなと思いながら言っているのですが、しかしながら、これはちょっといざとなると非常に「はい」と言いにくい問題だなあと。

少なくとも、都市計画決定はしているけれども、いっこうにやらないという事業もありますからね。

事務局

今、〇〇委員もおっしゃっている内容は、そのとおりにかなと逆に思っておりまして、私どもは現在はこの猿沢池から一の鳥居までの間につきましては、沿道に宿泊施設とか駐車場とかそういう施設もありますことから、今回の区域の内容には以前からの都市計画決定している内容をそのまま継承し、対応していきたいと思っております。ただ、今後はやっぱりこの内容は検討の課題かなというふうには思っております。

〇〇会長

わかりました。〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

奈良のことを隅々までお知り尽くしの皆様方の集まりだと思いますけれども、今のような時、まあこの三条通りの西側も東側もそうですけど、やはり現況説明のスライドとかですね、映像を見せていただくと、よそから来た者もああそうかなということでもわかりやすいのですけれども、もう少し、仲間うちで全部わかり合っているという者と、よそから来た者にはわかりにくいところがありますので、こういう都市計画の説明の時には映像も準備してですね、プレゼンテーションをやっていただきたいと思えます。

〇〇会長

ご要望としてうかがっておきますし、場合によっては現地調査視察をしてですね、そのうえでということも当然必要なこともございましょう。今日のご提案は、最初私もちょっと申しましたように、目的とかそれでどうなるんだということについての具体像が少し見えにくいところがあるのですが、大半の委員の皆さんのお心の中にはおそらく三条通りこのままでは困るんだという気持ちはずっとおありだと、前からおありだったと思うのですが、それをこうJRの駅前の整備と、一体化してやっていこうと、少なくともこの樽井町から、三条町の所の道路を少し広くして、広くとって、つまり車道と歩道の間隔を変えて、観光客も含めた賑わいのある道路にしたい、ゆとりのある空間にしたい、植栽もして、奈良市の表玄関にふさわしい町にしたいと、通りにしたいということはよくわかるんですよ。



ただ、具体的なやり方についてはなお、もうちょっと問題はいくつか皆さんのご懸念もありますので、その時は十分取り入れたかたちで、具体化していただきたいなというふうに思いますが、そのことを条件をつけましてですね、このご提案について賛否をとらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。どうぞ。

〇〇委員

申しわけありません。私もここで決めないといけないのかなと思いつつ、意見を言っていたのですが、これってほんとに大事な大切な道路で、三条通りに車を入れることをどうするかということまで、従来今までまちづくりに対して、いろんな人がそういう意見もあったと思うのです。これからはたしてそういうほんとに道路をまた入れる三条通りにしていいのか、あそこをたとえば歩行者だけにすればオープンカフェみたいなものもできたり、あそこ自体の三条通りの計画のあり方ということをやっぱりもう少し考えないといけないのじゃないかなと、そういう時に安易にここで道路の整備をしましょうという審議を下してしまって、またそれで予算がついてここが整備されるとそうなる、次にじゃあ三条通りを新しくこうしましょうという時に、あそこはもう予算をかけて整備したのだからそんなことは無駄だとなると本末転倒になるんじゃないかなと、そのへんの議論は十分し尽くされたのかどうかということを見ると、私はちょっとここで安易に審議されるのは不安な気がいたします。

〇〇会長

先ほど、三条通り商店街ですか、現地の方々とも議論した、その結果というようなお話しがチラッとありましたよね。ですから今の〇〇委員のご質問というか、ご意見とも絡みますので、その三条通りの活性化に関わっておられるの方々のご意見というものはどんなものであったのか。

事務局

先ほど説明させてもらったように、地域の商店街、地域の自治会の方々が中心になって三条通りまちづくり協議会というものをつくっていただいております、地元さんの考え、要望、提案に基づいて、ほぼ提案をさせてもらって、こういう内容にまとまっているという状況でございます。

地域の協議会で十分何回となくいろいろ検討していただいた内容であるかというふうには理解しております。

〇〇会長

どういたしましょうか。先ほど〇〇委員がおっしゃったように、そういうスライド等々も見せてもらって云々ということでしたら、継続にいたしますけれども。

〇〇委員

今回のことにこだわって言っているわけではないので、今後の。

〇〇会長

もちろんそのことも含めてうかがっているんですけどね。〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

まちづくりというのは、道路の問題だけではなくて、景観とか色彩とかさっき〇〇委員がおっしゃったように、いろんな店舗の建築とかいろんな要素が加わって初めて奈良の玄関というふうになると思いますので、そういうところは他で審議されているのかどうか、そして全体像をやっぱり私は見せていただきたい、その中のやっぱり道路であろうというふうに思うのですけれど。

〇〇会長

ありがとうございます。〇〇委員、〇〇委員、三条通り等のことにつきましてはいろいろ観光の問題とか、あるいは商工会等々の問題でいろいろご議論になっているかと思いますが、何かここでご参考になるような意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思いますが。

〇〇委員

会議所で、この問題について、三条通りについてどうかということは会議所ではしてないのですが、委員としてはたくさんいらっしゃいますので、その委員の聞くところによりますと、やっぱり三条通りが奈良の玄関口の道路でありますので、これについての整備はやはり絶対やっていかなければいけない、というところが出てきております。

もう一つは、〇〇委員がおっしゃった三条通りを歩行者道路にして奈良県全体の経済の活性化になるのかどうかというのについてはいささか、道路を広げて車が入ってきてそしてそこで商工が賑わうという観点から言いますれば、歩行者道路はどこか別のところにして、あそこの幹線道路はやはり広く整備すべきだなと、私は個人的にはそう思います。

〇〇会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

先ほどから先生からいろんな意見が出ておりましたけれども、ちょっと当局はこういう計画を出しているのは、いわゆる路面の、現状では路面の、先ほど蛇が蛙を飲んだような道路ができてあるというようなことを実態からみまして、路面を改修するということについては非常にいいことではないかと、今も先生がおっしゃったようにそのへんは譲歩いたしますけれども、せつかく改良されることになると、やはり私もちょっと景観審議会の委員もさせてもらっていますし、〇〇委員も先ほど景観の問題もちょっとご意見がありましたが、将来やはり、路面の改修ぐらいの予算ではないかと思うのですが、ご承知のように、中国などへ行ってきたなかでは、やはり新しく道路を改修して、改良して、奈良町なら、奈良町をつくるということになればやはり奈良にふさわしいような電柱が外に出てあるとか、そういうものは地下へ埋めるとか、いろいろそういう問題も根本的に出てくると思います。そうならばやはり予算の問題、地下埋設というような問題がいろいろ生じてくるのではないかと、というようなことで今回の結論として、これはまあさし当たっては道路の改修だというような考え方にはならないのかなというように考えたりするんですが、私の意見はどうでしょうか。

〇〇会長

これは道路の問題だけでは済まない。

〇〇委員

J Rの再開発についてはちょうど、私が20年前に市議員になった時に特別検討委員会というのがありましてね、その時にもいろいろと、地下にするのか、高架にするのかという問題もたくさんあり、その時とともにJ R東側の三条通りについては検討はもうほとんどさしてこられました。またしてきました。その結果、今の時点では、このようなかたちとして、出ていると思います。だから私は認定すべきものだと考えます。

〇〇会長

ありがとうございます。〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

私は普段この道をよく通っておりまして、今いろいろとご意見出ましたが、実際通行している利用者といったしますと、確かに地元の商店街の皆さん方のご意見もこれは十分受け入れたうえで検討すべき問題ではないかと思えます。J R駅前の三条町から椿井までのこの間は従来とおりの一方通行と、ただ歩道が広がるというふうな計画でございますけど、あちこち私いろんな所を見ますが、この図面を見ますとですね、自動車は確かに商店の方は必要やと思えます。ちょっと荷物を降ろすのに、駐車場がないのでは、たいへんだと思えますしね。

しかし一般のお客さんは、このわずか870メートルの所に、車をどンドン置いて、はたしてその道が観光として奈良の美観に添うかどうか、せっかく広くとったこの歩道を、車のスペース場所を取ることによってイメージ的にすごく悪くなるのではないかなというふうに感じます。

たぶん、J Rから奈良公園へ行く人は皆、土日なんかは車進入禁止になっていますね、車はほとんどシャットアウトされているというような状況だと思えますが、もちろん朝の10時までは地元の人がそれぞれ通行できるという形態にはなっていると思えます。だから私は一方通行はこれでいいと思うのですが、せっかく広く観光に来られる人がゆったりしていただくという意味でいけば、あまりこう車を置いたり、置いたらどけられない物を置くとかというふうなことはやめて、段差のない、今でいう、高山へ行きますと、歩道が今、段差のない道路になっております。もちろん歩道がないので車が乗り上げることもしませんし、そこには樹木を植えていますから、ほとんど置きません。ただ、1分や2分止めて物を降ろすというのはできますけどね。だからやはり段差のない、自然なかたちの道路に私は仕上げるのがほんとはないかと思えます。

それと、もう一つは、先ほど〇〇委員もおっしゃった猿沢池から高畑町です。鳥居までのこの区間ですけど、私もやはり奈良文化観光都市の世界遺産でもある場所ですから、あまりむやみに広げてですね、かたちを変えるということではなしに、今の状態で何か工夫して、歩道を広げるとか、また自然なかたちで道をつくるというふうな整備で私はいいいのではないかと思えます。以上でございます。

〇〇会長

ありがとうございます。いろいろご意見が出ておりましてですね、これは道路の幅員の問題だけではちょっと済みそうもないなというふうに判断いたします。これは申しわけございませんが、継続審議というふうにさせていただいてよろしゅうございますか。その間に、今のいろいろのご意見をどう整理するか、先ほど〇〇委員もおっしゃった地下にケーブル埋める云々の問題も含めてですね、つまり道路の幅員の問題だけではなくて、もう少しイメージがはっきり具体的にわかるようなかたちで議論をさせて

いただく材料をもう一度、お出しくださいませですね、三条通りの商店街の皆さんの協議会の議論というのも我々存じませんので、こういうものだったというようなことも付けていただくとか、というようなことをさせていただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。それではこれは継続審議ということにさせていただきます。

最後の議論でございますが、ひとつ前の道路の変更案、あやめ池の平城学園前線の道路の変更案でございます。これはもうご承知の方も多いと思いますけれども、あやめ池の地区自治連合会からの要望、意見書あるいは市民団体からの意見書、あるいは書面、といったことも出ておりますので、じっくりとここで議論しなきゃならない問題かと思えます。そのために、あらかじめ配布していただいた資料に続けて、つい数日間でございますが、ご検討いただくための材料をまた配布していただいたかと思えます。併せまして、この問題につきまして、ご説明をお願いしたいというふうに思えます。ただし、今 11 時 23 分ぐらいでございますので、おそらくご説明だけで 30 分はかかろうかと思えます。それ以後どうするかということは、終わった段階で考えさせていただきます。ご説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、最初に、私どもこのあやめ池遊園地跡地利用につきまして、閉園後、やはりこのあやめ池は皆さんの来園者の方々等いろいろ思い出のある施設でございますから、今後この跡地を、いいまちづくりをするためにというかたちで、跡地利用検討会というものを 17 年の 12 月から 18 年度 3 月末までかけて行いました。

これにつきましては、奈良市と近鉄とが協働で、地元住民代表及び市民代表、それから有識者を交えて、それから私どもの関係の部長、それから近鉄の関係の方、を含めた 14 名で構成する検討会を設定いたしまして検討いたしました。

その概要につきましては、参考資料 1、この資料でございますけれども、この内容に基づきまして、説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思えます。

まず、あやめ池の計画地の位置づけ、それから役割及びまちづくりのコンセプトでございますけれども、前提条件としては、これは奈良市の都市計画マスタープランに基づいての前提条件がございます。ただ、このマスタープランは、遊園地がまだございました時の内容でございます。

地域課題といたしまして、駅前機能の不足であると、それから無秩序な市街化の恐れが今後あるからそれに対応していくべきだと、それから地域の将来像といたしましては、駅周辺は地域の生活拠点、住民サービス機能を含む生活文化機能の導入、緑豊かな住宅地環境の保全育成、面的整備による良好な住宅地の形成ということがございまして、この駅前に都市計画道路平城学園前線というものが都市計画決定されておりますけれども、これについても今後整備していくべきだという内容になっております。

それに基づきまして、真ん中の欄にありますように、計画地の位置づけ・役割といたしましては、七つほどございますけれども、その中でも①の大規模低・未利用地の有効活用による地域・都市活力の向上と、それから②の多機能・複合型のまちづくりの推進によるあやめ池駅周辺での地域核の形成と、それから④でございまして、駅前機能の整備による地域ポテンシャルの向上、⑤の地域の安全・安心性の向上というかたちを、ほかもございまして、うたっております。

それに基づきまして、まちづくりのコンセプトでございますけれども、ちょっと読ませていただきます。

「季節感のある生活を提案し、固有の環境と調和した地域の価値を高めるまちづくり、徒歩圏内に生

活機能が揃う新しい郊外都市「あやめ池の誕生」というコンセプトを挙げております。これは、地域価値の向上、あやめ池の環境との調和、暮らしの提案、というかたちでコンセプトをつくっております。

2ページをお開けいただきたいと思っております。まちづくりの基本的な考え方でございますけれども、三つの要素で構成されております。まず一つは、ランドスケープ、景観・環境でございます。『あやめ池のランドスケープを継承・活用する景観・環境の形成』ということでございまして、その中で、下の・(ポツ)でございますけれども、景観形成の要所では緑景観を活かし、景観軸とあわせてあやめ上池の景観を担保する。ということをやっております。

二番目といたしましては、インフラ整備でございます。都市基盤施設を整備するべきではないかということでございまして、真ん中の・(ポツ)でございますけれども、地域に貢献する都市基盤施設、特に、駅前機能、あやめ上池へのパブリックアクセス、公園などの形成を図る。ということでございまして、それから、あやめ池周辺の将来的な地域構造のあり方といたしましては、駅南北間の連携確保を長期的な課題として捉える。ということもやっております。

三つ目でございますけれども、導入機能といたしまして、都市機能の導入ということでございまして、『地域核の形成に資する多様な都市機能の導入』といたしまして、下の・でございますけれども、貴重な地域資源であるあやめ上池の水辺空間、駅との至近性を兼ね備えた抜群の立地環境を活かし、地域の質を向上させる都市機能の導入を図る。ということでございまして。

その三つの要素の中の二番目の内容につきまして、3ページに考え方を掲示させていただいております。基本的な考え方の中で、道路でございますけれども、道路につきましては、地区幹線軸（都市計画道路）及び地区内道路により全体的な道路網を構成する。ということでございまして、幹線軸に関しましては、今日議論をいただきます平城学園前線につきましては、これは現状のところ未整備でございます。考え方といたしまして、駅前広場の配置と併せて線形を検討するということをやっております。

地区内道路につきましては、地区内道路は区画幹線軸、区画細街路、及び歩行者遊歩道によって構成する。ということでございまして。

特に、歩行者系遊歩道につきましては、あやめ上池沿いに歩行者軸（遊歩道）を配置する。ということでございまして、これは右側の図面を見ていただければ結構かと思いますが、前にも今ちょっとパワーポイントで出してしております。駅前から○で波線のように明記しております区域、この上池の周囲を遊歩道で周遊するという計画をしております。

それから次に、駅前広場でございますけれども、都市計画道路平城学園前線の整備と併せ、あやめ池駅北側に駅前広場を配置する。と。それから先ほども申し上げましたけれども、駅南北間の連携につきましては、駅南北間の連携確保を長期的な課題として捉える。ということでございまして。

公園・緑地につきましては、この上池の景観を担保するために、歩行者軸沿いに要所にまとまった緑を配置する。また、公園には避難空間を確保するなど防災に資する機能の導入を検討する。ということでございまして。

それから、供給処理、雨水でございますけれども、必要に応じた適切な調整機能をあやめ上池及び下池で確保し、放流する。という考え方でございまして。

防犯につきましては、建物単位の個別防犯に加え、まちの防犯について検討する。ということでございまして。

右の図面でございますけれども、この中にはまず、駅前に先ほど言いました都市計画道路の線形の見直しと想定される区間という表示がなされております。道路、公園のルート、位置はイメージでまだ決まったものではない。と。それから駅前広場についても継続して検討していくと、公園等に導入する防災機

能についても継続して検討する。というイメージの案を示しております。

次に、4ページでございますけれども、この内容は三つの要素の中の三番目でございます、都市機能の導入、土地利用のイメージ図を示しております。これはまだイメージでございます。あやめ池駅の前に東西に細長くちょっと茶色系の内容で示している区域につきましては、生活支援ゾーンというかたちで、駅の直近でもございますし、利便施設・集客施設等を配置してはどうかという考え方でございます。

その右側に、あやめ下池がございます。この下池につきましては、水辺空間の活用と治水機能の確保というかたちでございます、都市計画道路整備に併せて土地利用を図っていくという内容になっております。

それから、各ゾーンにつきましては、健康ゾーン、居住ゾーン、それから福祉・居住ゾーンという上池の地形を表した内容で各自の施設を誘致してはどうかとなっております。

それから、あやめ池の上池につきましては、水辺空間の開放・活用、景観に配慮した遊歩道の整備をするべきではないかということでございます。このゾーンの内容をもう少し明示したのが5ページでございます。

平城学園前線の変更に合わせた土地利用計画案となっております。今この駅前広場の周辺では、生活支援施設の用地、それから一つこの北側に学校用地というかたちで明記しているところがございます。これはマスコミにも出ているかと思えますけれども、近大の附属の小学校と幼稚園がある程度合意に達しているという区域でございます。

その他の地域につきましては、まだ具体的な施設用地はまとまっておらないということで、ただ上池の北側等には、戸建ての住宅地でできるだけ広い宅地割りのある住環境のいいそういう整備をしていくべきではないかというイメージ図をつくっているところでございます。

この土地利用計画図は現時点における案でございます、今後、変更になる可能性もあるかと思えますけれども、イメージ図でございます。走りまして申しわけございません。一応、以上で説明を終えさせていただきます。

〇〇会長

どうぞ続いて、提案の中身をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、変更案の内容について、ご説明を申し上げたいと思います。資料の真ん中ぐらいになるかと思えます。3-1の平城学園前線の変更案という資料でございます。この変更につきましては、これも奈良市の決定する都市計画となっております。また、変更にあたりまして、19年の1月5日から1月19日まで縦覧を行いました。

その結果、賛成、反対を含めまして、24名の方からのご意見が提出されています。意見書の内容等につきましては、案の説明後に説明を触れたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、3-1-1ページへ、見ていただきたいと思えます。この平城学園前線と申しますのは、延長が3170メートルの都市計画道路で、幅員16メートルの二車線の道路となっております。起点が大和西大寺駅の北側、約1キロ北のほうに行った所で、一条富雄線という都市計画道路が走っておりますが、その交差点から西のほう、近鉄線沿いに北側を走りまして、あやめ池の駅前を通りまして、学園前の北側、約400メートル北側へ行ったところに、奥柳登美ヶ丘線という都市計画道路がございます。現状

のバス道路でございますけれども、そこまでの区間が、平城学園前線ということになっています。

今回、提案させていただきますのは、あやめ池の駅を中心としての区間、約 666 メートルの区間において変更をさせていただきたいとこのように考えております。この変更につきましては、先ほど説明のありましたあやめ池遊園地跡地利用計画という中で都市計画道路、駅前広場の考え方が示されております。

これらを踏まえまして、案を作成させていただきました。3-1-2 ページのほうをお願いいたします。これが拡大したところでございます、ちょうどあやめ池駅が今ちょうど矢印を指している所の位置に該当しまして、その前に駅前広場を計画しております。

それと、今現在、都市計画決定しているラインが黄色で示させていただいておりますが、あのルートから北側へ約 60 メートル赤の塗りつぶしている部分でございますが、そのルートに変更させていただきたいとこのように思っております。

なお、それぞれの場所の断面図ですが、それは下に明記しております。変更前、それと変更後ということになっています。基本的に、歩行者自転車道の確保をさせていただき、中央部には車道の二車線をとらせていただきます。計 16 メートルの幅員部分と交差点部におきましては、右折車線の確保ということがございます。そういったことから、1 メートル拡幅をさせていただきたい、現状の 16 メートルから 17 メートルの変更をさせていただきたいとこのように考えております。

それでは、3-1-5、6 ページへお願いいたします。これが整備計画という部分の図面でございますけれども、都市計画の変更と現状の内容も明記してあります。少し見づらいのですが、黄色の点々で表示しています。ちょうどいちばん下のほうでございますが、左から右へ表示しています。これが現在の都市計画の決定させていただいているラインでございます。赤の点々で表示している部分、並びに色を着色している部分、ちょうど右側のところで下のほうに道路が曲がっていますが、その道路ではなくて、点線で表示させていただいて駅前広場につながっている分、赤の点線ですね、それが今回変更させていただきたいというルートでございます。

まず、具体的な内容でございますけれども、先ほども申しましたように、駅の北側に地域の顔となる駅前広場いわゆる交通結節の機能とか、市街地拠点機能、あるいは交流拠点の機能を有する駅前広場、面積として約 2130 平方メートルの広場を計画してまいりたい、この駅前広場の配置につきましては、ちょうど広場の真下ぐらいに、駅の改札口がございます。それと人の動線、また今示させていただいているところの南北をつなぐ地下通路が現在ございます。南側と北側をつなぐ地下の通路がございます。その動線の確保、と併せまして、将来土地利用がなされますあやめ池遊園地跡地、今矢印で示させていただいている所に、遊歩道の計画がございます。そのへんの人の動線を配慮いたしまして、この都市計画の駅前広場を配置をさせていただいているところでございます。

また、併せて、駅の東側に踏切がございます。現在、菖蒲池一号踏切ですね、がございます。その現状を申しますと、南から踏切を渡りますと、すぐに県道にあたると、いわゆる自動車が進入して、非常に危険な交差点の状況になっています。そういったことの安全性を向上させるために、踏切から現在計画をさせてもらいます平城学園前線の区間、この区間に車のたまり部分を確保する。いわゆる滞留地を確保したいということを設計の条件として考えております。

こういったことから考えまして、駅前広場の位置、並びに平城学園前線とのあやめ池登美ヶ丘線との交差点を計画の線のコントロールポイントに考えております。それで線形を引かせていただくと、今示しているようなルートになってまいるといふふうに考えております。

したがって、今の計画決定させていただいている道路より北へ 60 メートル移行するというかた

ちになるわけでございます。

それと併せまして、駅前広場の出入口、道路への出入口ならびにあやめ池登美ヶ丘線との交差点、その部分におけます右折車線の確保というものが発生してまいります。交差点内部の交通の流れを円滑にするために、右折ラインの計画をさせていただきます。

ということから、現在の 16 メートルの幅員が 1 メートルプラスの 17 メートルに変更させていただきたいという考え方です。

それでは、3-1-7 ページをお願いいたします。少し図面のほうの訂正をお願いしたいと思います。凡例の中の、上のほうですが、下から二つ、歩道部、緑地部と表記しております。これの数字が逆転しています。歩道部が 1003 平方メートル、緑地部が 149 平方メートルでございますので、訂正のほどよろしくをお願いいたします。

この図が駅前広場のレイアウトでございます。機能的にはその下の表に書いておりますように、バスバースといたしまして、乗降用の 1 バース、タクシーバースといたしまして乗車降車待機それぞれ 1 バースの計 3 バース、自家用車、これは車椅子対応も含めての機能でございますけれども、乗降 3 バース、この機能を配置していきたいということでございます。

それでは、3-1-3 に戻っていただきたいと思います。この表が今回、今説明させていただきました変更内容と主な理由を明記させていただいております。

次に、3-1-4 でございます。この表が、変更前と変更後の内容を明記した資料でございます。以上、変更案でございます。

引き続きまして、意見書の内容について、ご説明をさせていただきたいと思います。お手元に配布させていただいております、まず反対とする意見の要旨（1/2）という資料でございます。

それでは、意見の要旨から説明させていただきます。まず初めに、あやめ下池に関する意見でございます。先ほどの計画で、正面の図面をご覧いただきたいと思います。下池が今現在、矢印でなぞっている部分、これがあやめ下池でございます。そこに道路計画が変更になる、ということでございます。それに対する意見でございます。

それでは具体的な内容についてご説明申し上げます。下池に関する意見といたしまして、下池は、池の効用でありますヒートアイランド現象の緩和等の機能をもっているということから、それらを活かすためにも、また下池には貴重な生物や自然林が存在しているために、その景観保全を図るべきだと、したがって埋め立てすべきでない、というご意見です。

また、道路等の公共事業についても自然保護を考慮すべきだということから、埋め立てるべきでないというご意見でございますけれども、これにつきましては、まず、下池の東側に住宅地がございます。池から見て低地になっています。低い土地になっていまして、その住民等の方々からは非常に臭気があつて臭いとか、池が汚れているとか、あるいは前に示していますように、護岸、これ東面の護岸でございますが、非常に危険な状態でございます。そういったことから、非常に危険な状態であるので、早急に整備してほしい、埋め立てをしてでも当然整備をすべきだというご意見が出ております。

また、今回呈示しております計画でございますが、資料の 2 の、開いていただいたら後ろになるのですが、今も前に出しておりますが、調整池として整備をしたいと考えております。道路で埋まる部分を除いて、残り半分ですが、池の北側の半分、これが調整池機能をもたす池として整備をしてみたいと、当然のことながら、景観・自然環境に配慮した池として整備を行いたいということを考えております。

また、動植物につきましては、すでに専門調査会社におけます有識学者によって植物相とか樹林分布、



動物においては、小動物、鳥類等の調査を実施いたしております。また、これらの調査結果を踏まえまして、工事の際には専門家の立ち合いのもと、池に住んでおります動物、特に池の中にいる動物について、上池に一旦移して、その後、工事を進めてまいりたいという計画も現在検討しているところでございます。

次の意見でございます。奈良市の環境保全ビジョン及び市長公約である「水と緑のネットワーク構想」に著しく反する。というご意見でございますが、この件に関しましては、先ほども説明がありましたように、遊園地の跡地利用計画において、あやめ上池ですね、上池は現在の状況で保全し、活用してまいりたいと、いわゆる遊歩道の整備等によりました活用、あるいは親水性を伴うような関連の緑地整備等々の整備を考えております。

また、下池につきましても、今説明させていただきましたような自然環境に配慮した護岸の整備をやっていききたいというふうに考えております。

また、整備が完成いたしますと、奈良市のほうに移管されます。ということで、行政が責任をもってそのへの植生との含めた管理を行ってまいるといようなことを考えております。

次に、古絵図にも記載されており歴史遺産として保全すべきとのご意見でございます。

それにつきましては、参考資料2にも添付いたしておりますけれども、その古図の中にちょうど真ん中あたり、見にくいのですが、今池という表記がございます。その今池というのが上池と下池を含んだエリアと言われている説もございます。その今池が1302年の絵図に出ています。そういったことから、保全すべき、遺跡として保全すべきということでございます。

市の考え方でございます。当然、奈良時代から花しょうぶの池として知られているとか、あるいは鎌倉時代の絵図の中から研究されました結果、叡尊聖人によってつくられたという説も周知しているところでございます。しかしながら、現在の池という性質上から遺跡の確認がされておられません。したがって、周知の遺跡の区域からも外れています。しかしながら、そういった遺跡が確認されますと、当然そのへの対応をしていかなければなりませんので、今回の事業の際には、発掘調査を行いまして、その結果を踏まえた対応も整備の中で考えていきたい、とこのように考えているところでございます。

次に、埋め立てをせずに、橋梁で整備すべきであるということでございます。橋梁で整備するかたちになりますと、非常に費用が高くつくことになってまいります。そこに少し書いておりますけれども、用地費を除いても最低約14億の費用が見込まれると考えております。いっぽう、埋め立てにより整備いたしますと、これは埋め立て費を除いた額で申し上げますと、約3億、この中には当然用地費を含んでおります。約3億の事業費になろうかというふうに考えておまして、埋め立ての整備の方が費用的な面で安価になるということから費用対効果も得られると考えているところでございます。

次に、池がなくなると、下池の下流の水路が必要になると、整備が必要になると、また下池の調整機能の安全基準を1.2倍（資料では1.5倍となっております）から2倍に引き上げるためにも半分の埋め立てに対して反対というご意見でございます。

今、前で示しておりますように、左側が現在の下池の機能でございます。それでいきますと、そこで下のほうで濃いほうで塗っている部分、これが自己水面の断面でございます。その上が貯留できると考えられるエリア、と申しますのは、左側が流入する管の位置です。右側は流出する管の絵でございます。したがって、上流から流入してくる水は池に貯まることなく、下流の管に流れているというのが現状でございます。ただ、流入と流出の関係で、流入のほうが多くなりますと、水位が上がってBの部分、ちょうど中段の部分の容量だけが貯まっていくという考え方になろうかと思っております。その容量が約8800トンでございます。右のほうが今回提案させていただいております調整池という機能をもたす概要

図でございます。今回は、オリフィスという機能をもたしますので、下流への流出を抑えるというかたちの機能をもたせます。

それと下の自己水面のラインからBの幅、高さですね。これを確保するというを考えております。そういった中で、考えますと、容量的には、13800 トンの水を溜める機能をもたせることができるということでございます。そういったことの中で、意見をいただいているわけなんです、現在、今説明させていただきましたように、当然、調整池として整備したほうが貯水容量も大きくなるということが一点言えます。

また、これらの計画にあたりましては、大和川流域の調整池技術基準というのがあるわけですが、この30年確立の降雨において対応できる規模で計画をさせていただき予定となっています。

次に、道路の形状及び幅員等に関するご意見です。歩道幅員3.5メートルは必要なく、2メートルで十分である。また、右折レーンが必要との理由で、道路幅員を17メートルにする必要はない。また、今回の道路設計諸元、これはぜひいたく設計諸元になっていると、このご意見でございます。

まず、歩道の3.5メートルの件でございますが、道路の将来交通量の関係上、やはり自転車と車を車道部分で通行させることになりますと、非常に危険な状態が生じる恐れがあります。そういったことから、歩道に自転車と歩行者の通行をもたす道路として3.5メートルの計画をさせていただいております。

また、17メートルの部分でございますが、先ほど説明させていただきましたように、交差点での右折レーンの確保、ということから、車線をとりますと、17メートルの必要が生じてまいります。これらはあくまでも、現在の道路構造令に適合するかたちで幅員等の決定をさせていただいております。

次でございます。あやめ館から駅前区間、今前に図面を示させていただいておりますけれども、あやめ池から学園前に抜ける道があります。その道路とあやめ館の前で交差する奈良市道が北側に走っています。その地点からあやめ池の駅前まで非常に渋滞しているという状況でございます。しかしながら、今回の道路で17メートルの整備をしても、渋滞の緩和につながらない、また歩行者としても距離が伸びて不便であるというご意見でございます。

当然、道路につきましては、部分的な整備じゃなく平城学園前線全線を整備することがいちばん望ましいと考えておりますが、現実的には非常に早期整備については難しいと、奈良市としては考えております。このことから、今回遊園地の跡地利用が展開されます区間、いわゆる整備可能な区間について先行的に整備をさせていただきたいということで、整備いたしますと、歩行者自転車道の整備が両サイドに確保することができます。そういったことから、歩行者自転車などの通行の安全性の向上を図るといふふうに考えております。

次に、要旨の2でございます。道路を直線にするとスピードを出して危険だというご意見でございます。道路につきましては、直線のほうが視距も確保できます。そういったことから安全性も向上するといふふうに考えておまして、基本的には直線の計画としてやっていくべきだと考えております。

次に、下池部では、現道を含めて線路側に道路を拡幅すべき、とのご意見でございます。いわゆる県道が走っております。下池の南側に走っているのですが、その部分を拡幅して16メートルの道路を整備したらどうか、ということでございます。

それを検討いたしますと、その道路計画が鉄道施設、部分的には線路にかかってくるというようなことにもなり得ます。そういうことから、実効性が乏しいということで奈良市としては考えております。踏切からの滞留長を60メートルを確保しても、踏切事故はなくなる保証はないというご意見です。あやめ池1号踏切からの接続の部分でございます。当然、事故のなくなる保証はございませんが、踏切を

通過する車輛の安全性、円滑性というのは確保でき、また交差点での滞留、手前の滞留も十分確保できるということから整備は必要であると、設計条件として考えるべきだと考えております。

次に、広場の関係の意見でございます。路線バスの乗り入れに目処がたっていない現状で、大型のロータリーを備えた駅前広場の設置は不要であり駅前広場の規模を縮小すべきだという意見がございます。当然駅前広場については、不特定多数の方々が利用する施設でございます。また、地域の顔という部分での位置づけもございます。また、緊急車輛の進入とか、防災時の対応、大型車の進入等も当然考えなければならぬと考えております。そういったことがございます。それと、バスの乗り入れにつきましても、現時点では運行計画はございませんが、当然のことながら将来を見据えたバス系統の考え方も考えて、今後の対応に向けた整備が必要であると市のほうは考えております。

そのことから先ほど説明いたしました駅前広場のレイアウトを配備しますと、面積として 2130 平方メートルの広場の規模になると考えております。

次に、ピットイン方式にしたらどうだと、ロータリー式よりも効果があるということの、経済的であるという意見でございますが、提案のありましたピットイン方式、前のほうにイメージしておりますが、道路構造令とか駅前広場指針というもののにのった基準にはなっていません。たとえば、歩道が 2メートルであったり、あるいは駅前広場の中央部に歩行者を導入さず横断歩道を設置したりということ、そういった面からも規模的に、また経済的にも、機能的にも、問題があるかと考えております。このことから、市としてもこのピットイン方式をとるという考え方でたった時に、構造令なり駅前広場計画指針にのって計画いたしますと、前に出させていただいている図面の形態になるんじゃないかなとこう考えております。これでいきますと、単純に考えまして、駅前広場の出入口が二箇所になってまいります。そうなりますと、短区間での信号設置という問題が一つあるかとこのように思っております。警察の協議も整いにくいと考えております。

また、面積的にも、約 2300 平方メートル程度の規模になってまいりますので、現在市が提案させていただいている面積よりも広くなるというようなことが言えるんじゃないかなとこのように思っております。

次に、財政的理由、費用対効果に関してでございます。整備を予定している区間の東西の部分についての整備がないのに平城学園前線は部分的に整備してどれだけのメリットがあるのかということでございます。

当然、部分的な整備になるわけでございますが、先ほど申しましたような交差点での右折レーンの設置に伴います交通流の確保、あるいは菖蒲池 1 号踏切からの自動車の滞留の確保、また歩道の整備、自転車歩行者道の整備による歩行者等の安全確保、駅前広場におけます交通結節機能、というものが整備によって生まれてまいります。そういうことから、部分的であっても、整備をすべきだと市のほうとしては考えております。

次に、埋め立て以外の工法等との経費を比べておらず、費用対効果に疑問がある。ということでございますが、先ほども説明をさせていただきましたとおり、現道の拡幅、埋め立て、橋梁等についての検討をさせていただきました。しかしながら、やはり埋め立てによる事業費のほうの方が安くあがるかと考えております。

次に、埋め立てには膨大な費用が必要となる。ということでございますが、この埋め立てにあたりましては、調整池の整備と併せまして、開発者が整備をするということになっています。

次に、駅前広場や 1 メートル拡幅する部分については、開発者で負担すべきではないかということでございますが、当然、ご承知のとおり、駅前広場、道路、こういったものは公共性のある施設でござい

ます。したがって、当然、行政の負担のもと、整備をやっていくべき施設であると考えております。

その他としてでございますが、平城学園前線が完成した時点での駅構造、あるいは交通システムの全体像が見えない、総合的な判断がされていないということでございます。

また、地球温暖化、ということが言われていますけれども、時代にそぐわないマイカー優先の道路計画はおかしいというご意見でございます。

これに対しましては当然、奈良市といたしましても、都市交通体系を考えるうえではやはり鉄道等との公共交通機関にシフトさせていくということが重要な課題であると認識しております。このことから、その一環として、やはりこのあやめ池駅の広場を整備いたしまして、できるだけそういう交通システム、新しい考え方、バスあるいは自家用車で駐車場のほうへ停めていただくとか、送迎していただくとか、というようなことで、全体としての移動距離を自動車の移動ではなく、鉄道のほうへ委ねるといふかたちの方向でもっていきたいということもありますので、駅前広場の整備は当然のことながらやるべきだということに考えております。また、そういった施策を展開することによりまして、二酸化炭素の削減につながるものであると考えております。

最後になりましたが、住民の意見を反映した計画案でないため、地元住民に対し再度説明会の開催をすべき、というご意見でございます。

説明会につきましては、そこに書いておりますように、3回の説明会を地域でやらせていただきました。この時に出されました意見、内容、質問等につきましては、今回ここに示させていただいている意見の内容と同様でございます。したがって、住民の方々の意見は聴取できたものと考えております。したがって、改めて説明会を開催することはないのではないだろうか、というふうに考えております。

それと、最後の意見といたしまして、賛成者の意見でございます。賛成とする意見書の要旨というペーパーでございます。

駅前広場、都市計画道路、あるいは道路の線形等についての賛成する意見でございます。まず、広場につきましては、当然、地域の発展、住みよいまちづくりに必要である。当然、また安全を考慮するうえにおいても必要であるというご意見。

また、まちづくりとして、駅前にはオープンスペースが必要だというご意見でございます。

道路に関しましては、都市計画道路を整備することは、地域の発展と住みよい街づくりに必要なものだというご意見。

下池の一部埋め立てによる道路整備とその南側に店舗等を配置することは防犯上の効果もある。

また、道路整備をすることで、新たな土地利用の誘導を図れる。

当然、奈良市が責任をもって整備すべきである。

また、平城学園前線の一部でも整備する機会ができることは、全線整備に向けた契機になる。ということをご意見としていただいております。

また、道路の整備に併せて、雨水管を整備することによって、下流域の洪水に対する改善にもつながるから、早期整備を願いたいと。

あと、都市計画道路の線形でございます。北側に60メートル移動することになりますけれども、この計画全体の線形を見ると、理に合った線形になっているというご意見でございます。

また、菖蒲池1号踏切からの安全性も確保された計画になっている。

最後に、下池の一部埋め立てに関してでございます。下池周辺には、人家や店舗もないと、そういったことで非常に防犯上危険な地域になっていると、今回の道路整備について、当然、橋梁じゃなく埋め

立てによって整備を行ってもらいたい、そして市民が安心して安全で暮らせるような地域として整備をしていただきたいというご意見でございます。

次に、道路の整備によって池の一部が調整池として整備されることは、治水機能上向上し、水害の心配も減ってくる。というご意見でございます。

以上、簡単ではございますが、変更案並びに意見の内容の考え方についてご説明をさせていただきました。どうもありがとうございました。

〇〇会長

どうもご苦労さまでございました。お聞きのように、時間的には30分をかなり越えまして、40、50分かかってしまったのですが、あやめ池の遊園地の閉鎖に伴う土地利用ということを検討会で議論していただいた、それに基づいたかたちで都市計画道路の変更案を提案するというご意見でございます。

ちょうど今、事務局からの説明を一応聞いたというところで12時15分に近いわけでございます、どうでございますか。お昼からも続けてやれということも可能かもしれませんが、いろいろ他にご用件を抱えている委員の方もいらっしゃるかと思います。できれば日を変えまして、改めて継続審議ということになりますけれど、ご議論をゆっくりさせていただくということによって、より良いものにしたなというふうに考えますが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。はい、〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

私は1時半からまた別の会議があります。それから賛否両論があるわけでありまして、事前にいろいろ反対する方、あるいは賛成する方の資料は一応読ませていただきました。今、事務局からご説明もいただきましたが、これは5分や10分や20分でどうこうするというのはちょっと時間的に無理だと私は思いますので、本来なればこういう問題は今日、一応の結論は出すべきだったと思いますけれども、私はもう1時半に出ますので、あとは皆さんのご意向どおりされたいと思います。私の意見としてはできたらもう一度、この場を開いていただいて、皆さんのご意見を賜れたらいいかなというふうに思います。

〇〇会長

ありがとうございます。私のほうから申しましたし、〇〇委員からもご提案がございました。改めてこの問題、それから先ほどの三条通りの問題もございまして、併せてお時間を頂戴できますればというふうに思います。ただ、鉄は熱いうちに打てと言いますが、そうあまり時間をかけておくというのも何でございますが、一応日程を考えさせていただいたんですが、できますれば2月中、2月27日の午前中ということではいかがかと存じますが、いろいろご予定もございましょうけれども、たいへん重要な問題でございますので、曲げてご参加をいただければと思います。なお、資料等は頂戴しておりますけれども、そして一応の説明は受けましたけれど、なおやはりわかりにくいとか、こういう資料をもっと欲しいとか、いうことがございましたら、ご遠慮なく事務局までお申し出いただきまして、そのことにつきまして、改めてご議論をさせていただいて、より良い跡地利用というものを考えながら、道路計画を決めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。それじゃ、この議事は終わりますけれど、助役、何かご挨拶されるのではなかったですか。

## 助役

お忙しいなか、本日の審議に出席を賜りまして、ありがとうございます。また、多くの貴重なご意見を賜りほんとにありがとうございます。また、日頃は市政にご尽力を賜っておりますことも重ねてお礼を申し上げさせていただきます。

本日、ご審議いただきました用途地区地域及び地区計画の変更によりまして周辺の住環境と調和いたしました土地利用を誘導することが可能となりまして、良好な住宅地の形成を図ることもできると考えております。なお、県の決定事項でございます用途地域の変更につきましては、審議会の答申を踏まえまして、県に対し意見を申し述べたいと考えております。そして、市決定の事項の地区計画及び都市計画の関係につきましては、ご同意を得たうえ告示をしまいたいと考えております。そして、継続審議になりました平城学園前線につきましても、交通結節機能の強化とか駅周辺のまちづくりに寄与できるものとも思っておりますし、同じくなりました三条線の変更に付きましても、本市のシンボル道と申しましょうか、会長さんもおっしゃいましたように、奈良市の顔としての整備や中心市街地の活性化につながっていくものでもあると思っておりますので、後日、ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

いずれにいたしましても、本日いただきました貴重なご意見は、本市のこれからのまちづくりに生かしてまいりたい、このように考えております。委員の皆様方には、今後ともご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

## 事務局

事務局から以上でございます。〇〇会長、閉会をお願いいたします。

## 〇〇会長

それでは、今日の審議会はこれにて閉じさせていただきます。なお、27日の日程のご案内並びに会場等につきましては改めて事務局からご連絡をしていただくことにいたします。本日はたいへん御苦勞様でございました。よろしく願います。

## 事務局

〇〇会長はじめ、委員の皆様方、長時間ありがとうございました。